総務文教委員会記録

○開催日時

令和７年１２月１１日　午前１０時～午後３時１分

○開催場所

第３委員会室

○出席委員（９人）

委員長	山中　真由美	委員	坂口　正幸
副委員長	小林　健	委員	屋久　弘文
委員	下園　政喜	委員	松野　信作
委員	福田　俊一郎	委員	佐多　貴文
委員	成川　幸太郎		

○その他の議員（７人）

議員	井上　勝博	議員	山元　剛
議員	森満　晃	議員	松澤　力
議員	坂口　健太	議員	宮野　健一
議員	犬井　美香		

○説明のための出席者

未来政策部長	下門　隆嗣	教育部長	花木　隆
未来政策部次長	石原　勝浩	教育総務課長代理	南　和博
未来政策部次長	堂元　光信	学校教育課長	長野　和己
秘書広報課長	諏訪原　智子	課長代理	菊池　克彦
企画政策課長	中俣　哲男	社会教育課長	有村　慎吾
コミュニティ課長	吉岡　潤樹	少年自然の家所長	南　健
行政管理部長	鬼塚　雅之	中央図書館長	寺田　和一
総務課長	佐潟　洋一郎	選挙管理委員会事務局長	上野　卓也
財政課長	大濱　浩一	監査事務局長 公平委員会事務局長	吉満　由香
契約検査室長	田中　真樹	議会事務局長	田代　健一
財産マネジメント課長	村田　真一郎	議事調査課長	久米　道秋
行政経営課長	川床　和代		
スマートデジタル戦略室長	福山　勝広		
会計課長	西元　哲郎		

○事務局職員

事務局長	田代　健一	議事調査担当主幹	原　浩一
議事調査課長	久米　道秋	管理調査グループ員	米森　祐太

○審査事件等

付　託　事　件　名	所管課
議案第１８３号　薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例の制定について 議案第２２３号　令和７年度薩摩川内市一般会計補正予算（第７回） （所管事務調査）	総務課
議案第２２３号　令和７年度薩摩川内市一般会計補正予算（第７回） （所管事務調査）	財政課
（所管事務調査）	契約検査室
議案第２２３号　令和７年度薩摩川内市一般会計補正予算（第７回） （所管事務調査）	財産マネジメント課
議案第１８４号　薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について （所管事務調査）	行政経営課
（所管事務調査）	スマートデジタル戦略室
議案第２２３号　令和７年度薩摩川内市一般会計補正予算（第７回） （所管事務調査）	選挙管理委員会事務局
議案第２２３号　令和７年度薩摩川内市一般会計補正予算（第７回） （所管事務調査）	会計課
（所管事務調査）	監査事務局 公平委員会事務局
議案第２２３号　令和７年度薩摩川内市一般会計補正予算（第７回） （所管事務調査）	教育総務課 学校教育課
議案第２２３号　令和７年度薩摩川内市一般会計補正予算（第７回） （所管事務調査）	社会教育課 （中央公民館）
議案第２２３号　令和７年度薩摩川内市一般会計補正予算（第７回） （所管事務調査）	中央図書館
（所管事務調査）	少年自然の家
議案第２２３号　令和７年度薩摩川内市一般会計補正予算（第７回） （所管事務調査）	秘書広報課
議案第１８０号　甑島辺地に係る総合整備計画の変更について 議案第２２３号　令和７年度薩摩川内市一般会計補正予算（第７回） （所管事務調査）	企画政策課
議案第１８１号　薩摩川内市男女共同参画基本条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１８２号　薩摩川内市セントピアの指定管理者の指定について 議案第２２３号　令和７年度薩摩川内市一般会計補正予算（第７回） （所管事務調査）	コミュニティ課
議案第２２３号　令和７年度薩摩川内市一般会計補正予算（第７回） （所管事務調査）	議事調査課

○会議の概要

１　付託事件及び審査結果

⑴　議案第１８０号　甑島辺地に係る総合整備計画の変更について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

⑵　議案第１８１号　薩摩川内市男女共同参画基本条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において、性的少数者とトイレ等の利用タイミングを同じにした時に、互いがどう対応してよいかわからない状況があることから、条例制定にあたっては市民に理解されやすいような対応を整理されたい旨の意見が述べられた。

⑶　議案第１８２号　薩摩川内市セントピアの指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

⑷　議案第１８３号　薩摩川内市職員等旅費の支給に関する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

⑸　議案第１８４号　薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案については、令和８年４月の組織機構見直しに伴う部局再編について、市民への影響、実施時期の妥当性、検討期間の正当性等を当局に確認しながら、慎重に審査を行った。

なお、審査の過程において、委員から「市民・行政ともに異動で混雑する４月に組織見直しを行って大丈夫なのか」との質疑があり、当局から「庁舎内で大きな場所移動を伴わないことから、４月に実施できると判断した」旨の答弁があった。

また、委員から、「福祉部門のほかにも、細かい部分で組織の見直しがなされているが、詳細な資料の提示が遅かったことから、市民に対しては丁寧な説明を願うがどうか」との質疑があり、「市民に対しては戸惑うことがないよう、分かりやすい説明をしていきたい」旨の答弁があった。

その後、採決の結果、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、本議案に対しては、採決後、委員から附帯決議を付することを求める動議が提出され、採決の結果、全会一致により次のとおり附帯決議を付することに決定した。

・　議案第１８４号「薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する附帯決議

本市における少子化対策及び子育て支援の一層の充実、市民サービスの向上を図る観点から、本条例案の趣旨は理解するものである。しかし、部局再編に伴い、現場での混乱や業務の空白、市民の不安が生じることのないよう、次の事項について特段の配慮を求めるものである。

よって、議案を可決するに当たり、次のとおり附帯決議を行う。

記

⑺　福祉こども部及び健康保険部への再編に際しては、子ども・子育て、障害者、高齢者等、支援が必要な市民への相談・支援体制について、両部局が密接に連携し、縦割りによる支援の切れ目が生じないよう万全を期すること。

⑴　本条例の施行後、一定期間を経過した段階で、部局再編の効果と課題について検証を行い、その結果を議会に報告するとともに、場合によっては必要な見直しを行うこと。

⑼　とりわけ、今回の部局再編が年度初めの多忙な時期に実施されることを踏まえ、各種手続や相談において市民に混乱が生じないよう、丁寧な周知・案内及び窓口対応に努めるとともに、職員の業務負担が過度に増加しないよう、適切な人員配置や応援体制の確保等、必要な措置を講じること。

⑽　大きな組織改編が伴う場合、議会がしっかり審議できるよう、１定例会を挟むなど、一定の期間を設けること。

⑹　議案第２２３号　令和７年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

２　所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行った。なお、調査の過程において、職員の緊急時における親族等への連絡先については、十分に整備されていないことから、緊急時に対応できるよう、速やかに職員を対象とした緊急連絡先の調査に努められたい旨の意見が述べられた。

薩摩川内市議会委員会条例第３０条第１項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委 員 長　　山　中　真由美